

別記 1

訪問看護重要事項説明書

1、事業者の概要

事業所名	社会医療法人財団 古宿会
代表者名	理事長 中川 裕司
所在地	水戸市六反田町 1 1 3 6 - 1
連絡先	0 2 9 - 3 0 9 - 8 6 0 0

2、訪問看護の概要

事業所名	訪問看護ステーション ひまわり水戸
管理者名	柏崎 典子
所在地	水戸市百合が丘町 8 1 4 - 4 7 7
電話番号	0 2 9 - 3 0 6 - 8 5 8 8
事業所番号	0 8 6 0 1 9 0 4 9 5

3、当事業所の目的、運営方針

(1) 事業の目的

要介護状態（要支援状態）となった利用者に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

(2) 運営の方針

利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

4、当事業所の職員体制

職種	人員	常勤換算	備考
看護師	常勤 4名	3.2名	1名管理者と兼務
理学療法士等	常勤 3名	0.1名	法人内施設と兼務

5、サービスの提供時間

(1) 営業日 月曜日から土曜日

休業日は、国民の祝日、年末年始（12月31日から1月3日）

社会医療法人財団 古宿会 が定める休日

※居宅サービス計画により、休業日であってもサービスを提供する場合があります。

(2) 営業時間 9：00～17：00

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制となっております。

6、訪問地域

水戸市、ひたちなか市、大洗町、茨城町の市町村

※これ以外の地域への訪問看護はご相談ください

7、サービスの内容

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等、日常生活の世話

- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) カテーテル等の交換・管理・点滴等
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) ターミナルケア
- (8) 在宅におけるリハビリテーションと介護者への技術指導

8、利用料金

(1) 介護保険の場合（別紙参照）

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の自己負担です。ただし、介護保険給付の支払い限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

(2) 医療保険の場合（別紙参照）

①自己負担金

健康保険法等その他関係法令に基づく金額をいただきます。

②交通費

当事業所からの距離により徴収させていただきます。

(3) 利用料の支払い方法

金融機関からの自動払込でお願いしております。(別紙ご案内)

利用料は一ヶ月単位とし、毎月10日以降に前月利用分の請求書を訪問時にお渡し致します。入金を確認後、領収書を発行します。

(4) キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日17時までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更又は中止することが出来ます。連絡無く不在の場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者様の病状の急変など、緊急でやむを得ない事情がある場合は除きます。

利用日までに連絡があった場合	無料
利用日までに連絡が無く訪問した場合	3,000円

9、サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 訪問看護ステーション ひまわり水戸

受付時間 平日・土曜 8：30～17：00（事業所営業日）

なお、窓口担当者が不在でも、相談及び苦情の内容を必ず担当者に引き継ぐよう徹底しております。

(2) その他

お住まいの市町村及び茨城県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等が
ございます。

① 水戸市役所 介護保険課 029-232-9177

② 茨城県国民健康保険団体連合会(苦情相談室) 029-301-156

10、緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡を致します。

緊急連絡先①	氏名	続柄
	電話番号	
緊急連絡先②	氏名	続柄
	電話番号	
介護支援専門員	氏名	
	電話番号	

11、事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご家族、主治医、居宅介護支援事業者、利用者様がお住まいの市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者様に対して当事業所のサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

1 2、虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置 を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発するための研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 3、ハラスメント防止対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と、安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。サービス契約中に、ご利用者、ご家族がハラスメントに該当するとみなされる行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

- (1) 暴力又は乱暴な言動、無理な要求
- (2) セクシャルハラスメント

1 4、秘密の保持について

- (1) 当事業所の従事者（退職した後の従業員を含む）は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。また、契約終了後も同様です。
- (2) 利用者様及びご家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ同意を得てから行います。

1 5、利用者様へのお願い

サービス利用にあたり、毎月、使用する保険証、介護保険証を確認させていただきます。初回時および変更があったときにはコピーをいただきます。また、居宅介護支援事業所が交付するサービス利用票を確認させていただく場合があります。

1 6、サービスご利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子、お心付け等のご不要です。
- (2) 貴重品、金銭の管理は、ご利用者、ご家族で行ってください。

(3) 大切なペットの安全を守るためにも、ゲージに入れる等のご協力をお願いいたします。

(4) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

(5) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮る等は、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。

別記 2

個人情報使用説明書

訪問看護ステーション ひまわり水戸は、在宅で医療や介護を受けながら生活されている利用者への訪問看護の提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。

この書面は、利用者様の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する訪問看護ステーション ひまわり水戸の基本的姿勢

訪問看護ステーションひまわり水戸は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、社会医療法人古宿会で定めた個人情報保護規程に従い、利用者みなさまの個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 訪問看護ステーション ひまわり水戸が保有する個人情報の利用目的

(1) 訪問看護ステーションひまわり水戸は、訪問看護の申し込み、訪問看護

の提供を通じて収集した個人情報、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

(2) 利用者みなさまの個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- ・ 学会、研修会等での事例研究発表